



# 山形県公報

平成29年12月12日（火）  
第2902号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1207
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………（置賜総合支庁農村整備課）… 同

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・担い手支援課）… 同

## 告 示

### 山形県告示第826号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日        |
|-----------------------------|---------------------------------|------------|--------------|
| 株式会社メグシィ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33 | キッズスクールメグシィ桜新町教室<br>鶴岡市桜新町2番33号 | 放課後等デイサービス | 平成29. 11. 30 |

### 山形県告示第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営こうずく地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成29年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

平成29年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番             | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|----|------------|
| 東田川郡庄内町小出新田字苧畑割98番 | 田  | 3,901      |

|                       |   |       |
|-----------------------|---|-------|
| 東田川郡庄内町小出新田字苧畑割103番 1 | 田 | 1,220 |
| 東田川郡庄内町小出新田字苧畑割104番 1 | 田 | 973   |

## 2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期  | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|---------|------|--------------|
| 平成30年4月 | 5年   | 441,810円     |

## 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、平成29年12月26日までに意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ 意見の趣旨及びその理由

ヘ その他参考となるべき事項

## (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課